

第7回

(令和2年7月10日)

# 議 事 録

錦町農業委員会

## 錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和2年7月10日(金) 午前9時30分から午前9時53分
- 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
- 3 出席委員 9名  
1番委員 田口英一郎・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学  
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣  
7番委員 尾方安枝子・8番委員 福本 王雅・9番委員 栞原 和親  
10番委員 深水 勇治

4 欠席委員 6番委員 西嶋 健一

### 5 議事日程

- 1) 会期の決定
- 2) 議事録署名委員の指名
- 3) 会議書記の指名
- 4) 議第28号案 農地法第3条の規定による許可申請について  
議第29号案 農地法第5条の規定による許可申請について  
議第30号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について  
議第31号案 非農地証明願いに対する認定について  
報告第7号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について

### 6 事務局職員

事務局長 山園琢磨、農地係 大村恵美

### 7 会議の概要

議長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、8番・9番委員をお願いします。

議長 諸事報告がありましたらお願いします。

1番 7月4日の豪雨災害について、上下十日市の被害状況について、農振振興課の高橋、迫さんと農業機械の被害状況を確認しました。ほとんどが浸水して草払い機は、使えない。米の倉庫も電気は入りますが、いつ壊れるかわからない。トラクター20台が動かさない状態、牛が1頭おぼれて死にました。被害は甚大なものだったと報告します。

事務局 本日、欠席の川村委員から報告がありましたので、お伝えします。先月あっせん申し出のありました件は、2番案件については、買い手は見つかりましたが、値段の交渉はこれからです。また、3番案件の井川尻の農地については、7月17日に農

業公社買取の予定です。また、塚ノ原の農地については、これから値段の交渉を行うということでした。

田浦委員

一武地区前畑の農地について、あっせんで2人の方に決まりました。35万円から40万円の間であっせんしました。

議長 目郎集落の荒廃が進んでいる農地を酪農家に一括して預けるといことで集落センターに集まりました。意外と小作料0円でも、何も使っていないためいいですよといことで、思いのほかスムーズに進行しました。これから先、非農地調査等ありますので、そういったポイントがありましたら、是非みなさんもそういった感じで進められたらいかがでしょうか。

議長 議第28号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第28号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）

議長 調査番号1番について3番委員から調査報告をお願いします。

3番 （調査番号1）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人（稼働力2人）経営面積は、畑6,082㎡、野菜、花の苗を栽培。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：3Km。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：贈与です。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター、草払機等を所有。8番（取得農地の利用計画）：野菜を栽培。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 それでは、質問のある方は挙手をお願いします。

議長 質問もないようですので、調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

（全委員：挙手）

全員賛成です。

議長 議第29号案農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第29号案農地法第5条の規定による許可申請について（朗読）

議長 調査番号1、2番について、4番委員から調査報告をお願いします。

4番 （調査番号1）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は通路です。隣接地北側に土木建築会社の資材置場として利用してあります。新設の町道が南側にできたことにより資材置場の搬入がしやすくなるように通路として今回は転用になっております。5条調査項目により報告します。1番（農地区分）：2種農

地です。2番（着工時期）：許可下り次第です。3番（資金調達）：自己資金です。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）地下自然排水です。7番（防除措置）問題なし。8番（日照通風）問題なし。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用地区域外。以上、報告終わります。

- 4番（調査番号2）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。5条調査項目により報告します。1番（農地区分）：2種農地です。2番（着工時期）：許可が下り次第です。3番（資金調達）：借入金です。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）合併処理浄化槽を利用し西側の町道側溝に排水します。7番（防除措置）問題なし。8番（日照通風）問題なし。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用地区域外。土地の取得価格は30万円です。以上、報告終わります。

議長 それでは、質疑を受けたいと思います。質疑がある方の挙手をお願いします。

議長 土地の取得価格は30万円と報告がありましたが、全体でですか。

4番 全体です。

（安いの声）

議長 総会での議決権は、農業委員さんにしかありませんが、最適化推進委員さんもどんどん質問、意見があれば是非お願いします。

4番 補足します。確かに安いと思いますが、20㎡、28㎡は法面になっております。了解いただけただけでしょうか。

議長 それでは、質問もないようですので、調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

（全委員：挙手）

全員賛成です。

議長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

（全委員：挙手）

全員賛成です。

すべて、申請どおり許可することといたします。

議長 議第30号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画についてを議題とします。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第30号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について（朗読）今回は所有権移転5件、利用権設定が4件です。所有権移転につきましては、農業公社の買入1件、売渡4件です。

所有権移転関係を説明。

なお、5番につきましては、農業用施設用地としての売渡であり、農地法5条の許

可を必要としないものです。農業公社を通して買わなければ5条申請が必要ですが、公社を通して農業用施設用地として購入するということですので、農地法で5条の許可は不要であるということになっております。

次に、利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

(1～4番適格の報告あり)

議 長 質問のある方はいらっしゃいませんか。

1 番 所有権移転の3番1,868㎡の畑の価格が高いのはなぜですか。

事務局 買受けた会社は、以前に近くの農地も購入されていて、その時の価格で今回も購入されました。

議 長 それでは、只今の報告に意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

議 長 議第31号案非農地証明願いに対する認定についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第31号案非農地証明願いに対する認定について(朗読)

議 長 調査番号1について、木上地区の調査報告をお願いします。

1 番 (調査番号1) 7月6日現地調査を会長と行いました。他の方は災害対応でできませんでしたので、2人で見に行きました。写真の見てもらいますと西側はゴルフ練習場です。続きで東側は山の方についております。この状態では、耕作できない状態であり非農地と判断しました。

議 長 この農地の取得を希望される方に対しては、これまでもいろいろありましたけれども、きちんと農地法の申請をしてくださいと、私、3番委員、事務局長とお願いをして参りましたが、それに対応するような形で、こういった未申請部分をきちんと申請していただいております。ゴルフ場の中に水田がある訳ですが所有者の方は別におられます。売買は済んでいるのですが、登記の際に元の所有者の方が相続争いでもめていて登記ができない状態で現在に至っております。購入された方も放置できませんので、非農地証明願を提出されたという現状です。内容につきましては、1番委員の報告のとおりゴルフ練習場の中にありますので、農地として活用ができないという状況です。

議 長 それでは、質疑がある方の挙手をお願いします。

議 長 それでは、質問もないようですので、調査番号1番について非農地としてよろしい方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

議 長 報告第7号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 報告第7号農地法第18条第6項の規定による貸借の合意解約について（朗読）

議 長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年7月10日

農業委員会会長

8番 農業委員

9番 農業委員